令和　　年（ル）第　　　　号

取　　　立　　　届

　札幌地方裁判所民事第４部債権執行係　御中

令和　　年　　月　　日

　債権者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　債　権　者

　　　債　務　者

　　　第三債務者

　上記当事者間の債権差押命令に基づき、債権者は第三債務者から下記のとおり取り立てたので届けます。

　なお、取立てはまだ継続しています。

記

取立年月日　　令和　　年　　月　　日

取　立　額　　金　　　　　　　　円（うち振込手数料　　　　円）

（取立合計金額　　　　　　　　円）

注　意

１　取立回数が２回以上になる場合には、この用紙をコピーしてから使用してください。

２　取立届は、第三債務者から取り立てた（支払を受けた）都度、取立届を作成した年月日、あなたの氏名、取立てが継続中又は全額完了の別、取り立てた年月日と金額を記入し、印鑑を押した上、当係宛に提出してください（ファクシミリでの提出はできません。）。

３　第三債務者が債権者の求めに応じて銀行等へ振り込んだ場合の振込手数料は、第三債務者が負担するべきものではありませんので、振込手数料の額が不明の場合は、第三債務者に金額を確認し、取立届には振り込まれた金額と振込手数料の合計額を記載してください。

４　取立届に押す印鑑は、債権差押命令申立書に押した印鑑を使用してください。

５ 民事執行法１５５条５項により、金銭債権を取り立てることができることとなった日（一部取立届又は支払を受けていない旨の届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日）から支払を受けることなく２年を経過したときは、支払を受けていない旨の届出をする必要があります。この届出をしない場合は、差押命令が取り消されることがあります（民事執行法１５５条６項）。